収 支 報 告 書

令 和 6 年 分 (令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)	ぜいりしによるえんどうとしあきこうえんかい						Ę	大 治	団(本の区分
1 政治団体の名称	税理士による遠藤利明後援会		政政	党	(D	支	党 部		□ 政治資金規正法第18条の2第 1項の規定による政治団体
			政	治	資	金	団	体		■ そ の 他 の 政 治 団 体 □ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部
₂ 主 た る 事 務 所 2 の 所 在 地	山形市あこや町1丁目15番5号			******						
							;;	5 動	区	域の区分
3代表者の氏名	川合賢助		2以	上の都	邓道东	県の	区域等			■ 同一の都道府県の区域内
	·····································								,	
			資金	管理回]体の	指定	の有無		IJĹ	国会議員関係政治団体の区分
4 会 計 責 任 者 の 氏 名 い] 座間/中一		有							□ 政治資金規正法第19条の7第1項第
[†] の 氏 名 <u>'</u>	小座間伸一		無							1号に係る国会議員関係政治団体
		一次	職の	種 類						■ 政治資金規正法第19条の7第1項第
			4156 UJ	1 73						2 号に係る国会議員関係政治団体
事務担当者の氏名		区		分	口玛	職「]候補	告等		公職の候補者遠藤利明
,	去 阳 / fr —			里団体						の 氏 名 ^{逸膝刊明}
()	座関人中一			をした 氏 名						公職の種類衆議院議員
(電話) 023-6	553-7721						_			区 分 ■現職 □候補者等





資金管理団体の指定の期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間								
令和	年	月	日から					
令和	年	月	日まで					

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収 入 総 額	900, 739
(前年からの繰越額)	650, 701
(本年の収入額)	250, 038
支 出 総 額	193, 250
翌年への繰越額	707, 489

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人(の負担する党費又は会費	
金	額	Ħ
		人
員	数	

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
	P. I	
(ア)個人からの寄附		
(うち特定寄附)	(
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附	150, 000	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	150, 000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(
イ 政党匿名寄附		
合計(アナイ)	150, 000	

(その3)

(3)	機関網	纸誌 σ	発行	うその [・]	他の	事業による収入			
	事	業の	種類			金	額		備考
	包	後援会	総会				100, 000	円	令和6年7月7日 山形市香澄町1-1-1 ホテルメトロポリタン山形
					i				
								•	
							·		
				·					
_	<u> </u>		<u> </u>	ıls	=1		100 000	-	
	の]	頁	の	小	計		100, 000		
合					計		100, 000		

(その6)

(6) その他の収入		<u></u>		
摘要	金	額	備	考
		Pi		
·····				
<u> </u>				
こ の 頁 の 小 計				
1件10万円未満のもの		38		
合 <u>計</u>		38		

(その7)

(その7)						
(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	政治団体	
寄附者の氏名(団体に あっては、その名称)	金	額	年月日	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名)	備考
山形県税理士政治連盟		150, 000	R6. 10. 25	山形市旅籠町1-12-51	高橋龍二	
<u> </u>						
		11 2 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11				
			-			
この頁の小計		150, 000				
W						

 この貝の小計
 150,000

 その他の寄附
 計

 合計
 150,000

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表				
	<u> </u>	安 石	/#L	*
項目	金	額	 備	考
1 経 常 経 費		r .		
(1)人 件 費				
(2)光 熱 水 費				
(3) 備品・消耗品費				
(4)事 務 所 費		20, 000		
小 計		20, 000		
2 政治活動費		·		
(1)組織活動費		173, 250		
(2)選挙関係費		,		
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	,			
ア機関紙誌の発行事業費				
イ宣伝事業費				
ウ政治資金パーティー開催事業費				
エその他の事業費	."			1000
(4)調査研究費				
(5) 寄附・交付金				
(6) その他の経費				
小 計		173, 250		
合 計		193, 250		

(その14)

(2)経常経費(人件費	養を除く。)の内訳	項目別	項目別区分事務所費			
支出の目的	金	額	年月日	支出を受けた者の 氏名(団体にあっ ては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備考
監査費用		20, 000	R6. 4. 4	田嶋俊也	山形市双月町3-6-21	

						· .

この頁の小計		20, 000		27	<u> </u>	
その他の支出		0				
슴 計		20, 000				

合

計

(その15)							
(3) 政治活動費の内訳	(3) 政治活動費の内訳				組織活動費(会費		
支出の目的	金	額	年月日	支出を受けた者の 氏名(団体にあっ ては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備	考
食事代		173, 250	R6. 7. 16	仙台ターミナルビル株式会 社 ホテルメトロポリタン山形	宮城県仙台市青葉区中央1-1-1		
							_
この頁の小計		173, 250					
その他の支出		0	1				

173, 250

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地			
イ建物			
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権			
エ 取得の価額が100万円を超える動産			
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)			
力 金銭信託			
キ 有価証券			
ク 出資による権利			
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金			
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金			
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利			
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金			

宣誓書

- 添付書類(別添のとおり)
- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7年 4月23日

政治団体の名称

税理士による遠藤利明後援会

会計責任者の氏名

小座間伸一

※代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理 人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和7年4月8日

税理士による遠藤利明後援会代表 川 合 賢 助 殿

登録政治資金監查人 内海清人登録番号第3089号研修修了年月日平成21年12月17日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、 税理士による遠藤利明後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告 書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳 簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込 明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同 じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正 化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、原則として税理士による遠藤利明後援会の主たる事務所で行わなければならないとされているのであるが、当該事務所が手狭で作業スペースが十分にないため政治資金監査が円滑に実施できないこと、会計帳簿及び領収書等が紛失しないようにその措置が講じられていること等を勘案して、内海清人税理士事務所(山形市南栄町二丁目9番8号)で政治資金監査を行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が 保存されていた。

なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書 に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の 明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった 支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

税理士による遠藤利明後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による遠藤利明後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。